群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和元年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり報告いたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

企業団の職員は、地方自治法第252条の17の規定による構成市町からの派遣職員で 構成されています。

(1)職員数の状況

派遣元団体 人数	太田市	館林市	みどり市	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町	計
Н31. 4. 1	20人	13人	21人	2人	2人	2人	4 人	3人	67人
Н30. 4. 1	20人	13人	21人	2人	2人	2人	5人	3人	68人

[※]再任用短時間勤務職員を含む

(2) 部門別職員数の状況 (平成31年4月1日現在)

	所属名称	職員数	
企	 	67人	
	局長	1人	
	次長	2人	
	総務課	11人	
	企画課	11人	
	工務管理課	22人	
	館林支所	12人	
	みどり支所	8人	

※再任用短時間勤務職員を含む

※群馬東部水道企業団職員定数条例による定員:100人

2 職員の人事評価の状況

(1) 評価の種類



(2)評価期間 上期 平成31年4月1日から令和元年9月30日まで 下期 令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

3 職員の給与の状況

職員の給与は、派遣元団体の関係規程を適用し、企業団が支給しています。

(1) 職員1人あたり人件費の状況(令和元年度決算)

職員数		1人あたり			
	給料	手当	法定福利費	計	人件費
67人	264, 870	148, 251	86, 017	499, 138	7, 450
	千円	千円	千円	千円	千円

[※]人件費額は、児童手当、退職給付負担金は含みません

(2) 職員の平均給料月額等及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
群馬東部水道企業団	336, 500 円	378, 641 円	44.6歳
【参考】			
県内市町村	317, 339 円	381, 914 円	41.6歳
(一般行政職)	517, 559 円	301, 914 円	41.0 成
国 (一般行政職)	329, 433 円	411, 123 円	43.4 歳

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後 0 時から 午後 1 時まで

(2) 年次有給休暇の取得状況

平均取得日数 16.32日(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)

(3)特別休暇の状況

休暇の種類	期間
公民権行使のための休暇	その都度企業長が必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署	その都度企業長が必要と認める期間
へ出頭するための休暇	
骨髄提供のための休暇	その都度企業長が必要と認める期間
ボランティア休暇	一の年において5日の範囲内の期間
結婚休暇	7日の範囲内の期間
出産休暇(産前産後休暇)	出産予定日以前8週間目に当たる日から出産の日

	İ
	までの期間において職員から請求のあった期間と
	出産の日後8週間
生後1年未満の子の養育のための休暇	1日2回それぞれ60分間
妻の出産休暇	職員の妻の出産に係る入院の日から当該出産の日
	後2週間を経過する日までの期間内における3日
	の範囲内の期間
育児支援休暇	出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8
	週間を経過する日までの期間内における5日
生理休暇	2日の範囲内の期間で、その都度企業長が必要と
	認める時間又は日数
妊産婦の健康診査等のための休暇	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠24週か
	ら満35週までは2週間に1回、妊娠満36週か
	ら出産までは1週間に1回、産後1年まではその
	間に1回。ただし、1回につき1日の勤務時間の
	範囲内で必要と認められる時間。
忌引休暇	親族に応じ別に定める日数欄に掲げる連続する日
	数の範囲内の期間 (例:父母7日など)
父母の追悼のための休暇	1日の範囲内の期間
夏季休暇	一の年の7月1日から9月30日までの期間内に
	おける、週休日等を除いて原則として連続する5
	日の範囲内の期間
災害による職員の住居の滅失又は損壊による休	7日の範囲内の期間
暇	
災害又は交通機関の事故等による休暇	その都度企業長が必要と認める期間
災害時における危険回避のための休暇	その都度企業長が必要と認める期間
感染症による交通遮断又は隔離による休暇	その都度企業長が必要と認める期間
永年勤続休暇	勤続30年又は35年に達する日の翌日が属する
	年度の週休日等を除く原則として連続する5日の
	範囲内の期間
子の看護休暇	一の年において5日の範囲内の期間
短期介護休暇	一の年において5日の範囲内の期間

- 5 職員の休業に関する状況
- (1) 育児休業及び部分休業の取得状況

令和元年度 1人

(2) 介護休暇の取得状況

令和元年度 実績なし

(3) 病気休暇の取得状況

令和元年度 7人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

令和元年度 実績なし

7 職員の服務の状況

(1) 営利企業等の従事許可の状況

令和元年度 1件

(2) 職務専念義務の免除の状況(令和元年度)

	区 分	件数
第1号 码	研修を受ける場合	3 5件
第2号 厘	厚生に関する計画の実施に参加する場合(人間ドック等受診)	5 2 件
第3号 _	第3号 上記のほか企業長が認めた場合	
	計	88件

8 職員の退職管理の状況

管理又は監督の地位にあった職員が、退職後2年間、営利企業等の地位に就いた場合は、 届出が必要となります。

令和元年度 0件

9 職員の研修の状況

派遣元において実施される研修に参加しています。令和元年度は企業団として実施した研修はありません。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策(令和元年度)

事業名	人 数	内容等	
定期健康診断	2 7 人	労働安全衛生法に基づく健	
上	2 7 八	康診断	
日日 じ 、、 カ	Eik	群馬県市町村職員共済組合	
人間ドック	51人	が行う人間ドック利用者等	
		労働安全衛生法に基づく心	
ストレスチェック	6 3 人	理的な負担の程度を把握す	
		るための検査	

[※]上記以外の各種厚生事業は、派遣元において実施される事業に参加しています。

(2) 安全衛生管理体制

10人以上が勤務する事業場2か所に安全衛生推進者を選任し、配置しています。

(3) 公務災害補償の状況

令和元年度 0件

11 公平委員会の業務の状況

地方公務員法第38条の5の規定による調査要求 令和元年度 実績なし

[※]定期健康診断受診者と人間ドック受診者は11人重複しています。